

## 厚木市市民農園管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市市民農園（以下「市民農園」という。）の利用及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(区画面積及び貸付期間)

第2条 市民農園の1区画当たりの標準面積及び貸付期間は、別表第1のとおりとする。

(利用ができる者の資格)

第3条 市民農園の利用ができる者は、市内に在住、在勤又は在学し、かつ、市民農園の適正利用ができる者とする。

(利用者の募集)

第4条 市民農園の利用者（以下「利用者」という。）の募集は、市民農園の名称及び所在地、区画数、利用ができる者の資格その他必要な事項を、市の広報紙等に掲載して行う。

(利用申込み)

第5条 市民農園の利用を希望する者は、住所、氏名、電話番号及び利用を希望する市民農園の名称等の必要事項を記載し、はがき、ファクス又は農業政策課窓口で市長に申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みは、1世帯につき1区画とする。ただし、空き区画のある場合にあつては、この限りでない。

(利用者の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査し、利用者を決定するものとする。この場合において、申込数が募集した区画数を超えるときは、抽選により決定する。

2 市長は、前項の規定により利用者を決定したときは、利用できる区画番号、利用方法その他必要な事項を利用者に通知するものとする。

(管理運営)

第7条 市長は、市民農園の管理運営について、厚木市都市農業対策協議会（以下「協議会」という。）に委託するものとする。

(管理料)

第8条 1区画当たりの1箇月分の管理料は、別表第2のとおりとする。

2 利用者は、前項に規定する管理料に利用月数を乗じて得た額を、協議会が指定する期限までに年度ごとに前納するものとする。

3 利用者は、月の途中で利用契約し、又は解約したことにより利用日数が1箇月に満たない場合にあっても、第1項に規定する管理料を納付するものとする。

(管理料の還付)

第9条 既に納付された管理料は、これを還付しない。ただし、次の事由に該当すると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 相続の発生等により農地を所有者に返還するため、市民農園として利用ができなくなったとき。
- (2) 災害その他利用者の責によらない理由により、市民農園の利用ができなくなったとき。

(管理料の使途)

第10条 利用者が納付した管理料は、市民農園の管理運営等に要する経費に充てるものとする。

(行為の制限)

第11条 利用者は、市民農園において次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 建物又は工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 指定された区画を転貸すること。
- (4) 法令により栽培等が禁止されている作物の栽培等を行うこと。
- (5) その他管理運営に著しく支障を及ぼすこと。

(利用契約の解除)

第12条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用契約を解除することができる。

- (1) 前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (2) 利用の申込み虚偽又は不正があったと認められるとき。
- (3) 指定された区画を正当な理由なく、3箇月以上利用しないとき。
- (4) 第3条の規定による利用ができる者の資格を失ったとき。
- (5) 利用者が厚木市市民農園利用契約解約申請書(第1号様式)を提出したとき。
- (6) 相続の発生等により農地を所有者に返還するため、市民農園として利用ができなくなったとき。
- (7) 他の利用者等に迷惑を及ぼし、かつ、市長又は協議会の指示に従わなかったとき。
- (8) 管理料の納付が指定期日までになかったとき。

2 前項に規定する利用契約の解除は、厚木市市民農園利用契約解除通知書(第2号様式)により当該利用者に市長が通知することにより行うものとする。

(返還)

第3条 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により利用契約が解除されたときは、速やかにその利用した区画を使用前の状況に戻して返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月9日から施行する。
- 2 令和3年度の新規利用者に対する貸付期間は、別表第1の規定にかかわらず、令和3年4月から令和4年2月までとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

別表第1（第2条関係）

農園名	1区画当たりの標準面積	貸付期間
中萩野ファミリー農園 依知ファミリー農園	30m <sup>2</sup> 又は60m <sup>2</sup>	第4条に規定する利用者の募集（区画の利用者がいなくなった場合に行う再募集を除く。）をした年の4月から翌々年2月まで
三田ファミリー農園	20m <sup>2</sup> 、30m <sup>2</sup> 又は60m <sup>2</sup>	
飯山ファミリー農園	20m <sup>2</sup> 又は60m <sup>2</sup>	
山際A農園 三田B農園 三田C農園 小野D農園	16.5m <sup>2</sup>	
飯山H農園	33m <sup>2</sup> 、66m <sup>2</sup> 又は99m <sup>2</sup>	

別表第2（第8条関係）

1区画当たりの標準面積	1箇月分の管理料
16.5m <sup>2</sup>	350円
20m <sup>2</sup>	400円
30m <sup>2</sup>	550円
33m <sup>2</sup>	600円
60m <sup>2</sup>	1,100円
66m <sup>2</sup>	1,200円
99m <sup>2</sup>	1,800円

第1号様式（第12条関係）

厚木市市民農園利用契約解約申請書

年 月 日

（宛先）厚木市長

申請者  
住 所  
氏 名

次のとおり厚木市市民農園の利用契約の解約を申請します。

- 1 契約期間 年 月 日から 年 月 日
- 2 契約農園名 ファミリー農園
- 3 契約区画番号 番
- 4 返還期日 年 月 日
- 5 解約理由

第2号様式（第12条関係）

厚木市市民農園利用契約解除通知書

年 月 日

様

厚木市長

印

年 月 日付けで決定した厚木市市民農園の利用については、次により利用契約を解除することに決定したので通知します。

1 解除理由

2 農園名

農園

3 区画番号

番

4 返還期限

年 月 日

5 還付金額

円 ※ 還付金がある場合のみ記載

6 返還方法

返還期限までに、契約区画を原状に復してください。